

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日 時：2024 年 5 月 13 日（月）～18 日（土）

場 所：ブダペスト（議長国：ハンガリー）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.2	魚及び魚加工品の分析法の点検・更新
4.3	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） － サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book
6	食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
7	予防的アレルギー表示に関する分析法
8	CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や 名称の調和
9	CXS 234 への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ
10	Type I 分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一の Type IV 分析法の承認及び CXS 234 への収載について
11	分析法に関する国際機関間会合の報告
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地

14	報告書の採択
----	--------

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日 時：2024 年 5 月 13 日（月）～5 月 18 日（土）

場 所：ブダペスト（ハンガリー）

主要議題の検討内容

仮議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項（文書未達）

A. 総会等からの全般的決定事項

第 46 回総会（2023 年）において、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下「CXG 50」という。）の改定案がステップ 8 で最終採択されたこと、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）の廃止が採択されたこと等がコーデックス事務局から報告される予定である。

B. その他部会からの付託事項

個別食品部会や地域調整部会等から、検討された分析法やサンプリングプランについて、CCMAS の検討・承認が求められ、議題 3 で議論される予定である。

仮議題 3：コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認（文書未達）

個別の食品規格等に含めることが目的とされる分析・サンプリング法について、他の部会の提案と依頼に応じて検討・承認を行うことが CCMAS への付託事項（Terms of Reference; ToR）の 1 つに定められている。CCMAS は、手続きマニュアルに定める分析法の選定規準に従い、個別食品部会等から提案された分析・サンプリング法が適切かを検討し、承認の可否を判断する。情報収集に努め、我が国における検査等への影響も踏まえ、科学的に妥当な分析・サンプリング法が承認されるように対処したい。

第 43 回 CCMAS では、以下の食品規格の条項となる分析・サンプリング法の検討、承認が求められる予定である。

食品汚染物質部会 (CCCF) 関係（文書未達）

- ・ 油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品（Miscellaneous Products）中の鉛について、性能規準を満たす分析法の例示（経緯）

第 42 回 CCMAS（2023 年）において、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）からの削除を求められていた油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品（Miscellaneous Products）中の鉛の分析法については合意には至らず、例となる分析法とその分析法が性能規準を満たすことが分かる情報の提供を依頼する回付文書を発行することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、提供された情報に基づき検討が行われる予定である。

食品衛生部会 (CCFH) 関係 (文書未達)

・ 照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001)

(経緯)

第 42 回 CCMAS において、照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001、以下「CXS 231」という。) により示されている分析法を CXS 234 に収載することと合わせて CXS 231 を廃止することについては、分析法やその適用に関する情報が十分ではなかったことから承認には至らず、回付文書で追加の情報収集を行うことに合意した。

第 43 回 CCMAS では、提供された情報に基づき検討が行われる予定である。

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 関係 (文書未達)

・ フォローアップフォーミュラの規格 (CXS 156-1987)

(経緯)

第 42 回 CCMAS において、現行の CXS 234 には、年長乳児用 (older infants、6 か月～12 か月) と年少幼児用 (young children、1 歳～3 歳) の製品の両方を含む意味でのフォローアップフォーミュラの分析法が収載されているが、この分析法が年少幼児用の製品にも適用できるか否かについて、CCMAS での検討の必要性が指摘された。本件について、第 42 回 CCMAS の会合前に開催された物理的作業部会 (PWG) では、時間の都合上議論されなかったため、第 43 回 CCMAS で議論することに合意した。

その他提案 (文書未達)

・ 粉乳中の水分含量の分析法

(経緯)

第 42 回 CCMAS において、ISO 5537|IDF 26 がラクトースを多く含む可能性のある粉乳 (dairy permeate and whey powders) 中の水分含量の分析法としての適用性を判断するためにさらなる情報が必要であることから、回付文書で追加の情報やデータを収集し、第 43 回 CCMAS で議論することに合意した。

・ 加工果実、加工野菜中の安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム及びスズの分析法の性能規準 (文書未達)

(経緯)

第 42 回 CCMAS において、第 43 回 CCMAS の PWG 及び本会合で検討することとされた。

(対処方針)

いずれについても、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 4：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新 (文書未達)

本議題について、回付文書で得られた回答を含め情報が未達であるため、議題及びそ

の背景の説明のみを行うこととする。

仮議題 4.1：穀類・豆類の分析法の点検・更新（文書未達）

（経緯）

第 38 回 CCMAS（2017 年）で、CXS 234 の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として、点検作業が続いているもの。

第 39 回 CCMAS（2018 年）は、CXS 234 に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会（AACCI）*の協力の下進めることに合意した。

第 40 回 CCMAS（2019 年）では、AACCI が提案したグルテンフリー食品の分析法の見直し案について議論した。議論の結果、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格（CXS 118-1979）が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に検討を求めることに合意した。

第 41 回 CCMAS（2021 年）では、点検・更新をするにあたり必要が生じない限りは新しい分析法は追加しない方針が明確にされた。また、電子的作業部会（EWG）（議長国：カナダ）を設置し、SDOs（AACCI、AOAC、ISO）と連携して作業を継続することに合意した。

第 42 回 CCMAS では、点検・更新をするにあたり CXS 234 に収載されている分析法の更新や置き換えについては、EWG の権限の範囲外として取扱わないことに合意した。また、EWG（議長国：カナダ）を再設置し、引き続き点検・更新作業を行うことに合意した。

*現在は穀物協会（Cereals & Grains Association）に名称が変更されている。

仮議題 4.2：魚及び魚加工品の分析法の点検・更新

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、EWG（議長国：ノルウェー）を設置し、CXS 234 に収載されている魚及び魚加工品の分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

（対処方針）

貝毒の分析クライテリアにおいて、手続きマニュアルに記載された回収率の範囲が、異なる値に修正されている項目について変更の理由を確認し、必要があれば対処したい。また、メチル水銀の分析法 AOAC 988.11 について、特段の説明なく「？」が付記されている理由を確認し、必要があれば対処したい。

手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 4.3：フルーツジュースの分析法の点検・更新（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、EWG（議長国：ドイツ）を設置し、CXS 234 に収載されているフルーツ

ジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

(対処方針)

文書未達の議題については、いずれについても、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題5：情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプリングプランアプリケーションを伴うe-book (文書未達)

(経緯)

第34回魚類・水産製品部会 (CCFFP) (2015年) から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを旨としてCXG 50の改定が議論され、その改定案は第46回総会において最終採択された。本情報提供文書は、新たなCXG 50の理解促進及び同時に開発されたサンプリングアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進められているものである。本情報提供文書の開発は、CXG 50改定案の開発と併行して検討されてきたが、第42回CCMASにおいてEWG (議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ) を再設置し、サンプリングプランアプリケーションを含むe-bookという名前の情報提供文書の作成に引き続き取り組むことに合意した。

第43回CCMASでは、EWGでの検討結果に基づき、議論される予定である。

(対処方針)

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、本情報提供文書作成の目的である、CXG 50 で言及されているサンプリングプランに関する追加の情報を提供すること、が達成されるものとなるよう、CXG 50 で取扱われていない内容や有益な情報を含まない記述が本情報提供文書に含まれないようにすること、既存の規格やガイドラインにより定義された専門用語が一貫して使用されることを担保すること等に留意し、適宜対処したい。

仮議題6：食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準 (文書未達)

(経緯)

第42回CCMASにおいて、食品添加物部会 (CCFA) に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG (議長国：米国) を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意した。

第43回CCMASでは、EWGでの検討結果に基づき、議論される予定である。

(対処方針)

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 7：予防的アレルゲン表示に関連する分析法（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、食品表示部会（CCFL）に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認がなされた分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 8：CXS 234 において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、CXS 234 に収載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、moisture content vs moisture）。これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、ブラジルが作成した討議文書に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一貫性のあるルールとなるよう適宜対処したい。

仮議題 9：CXS 234 への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数については、CXS 234 に記載するのか、個別の食品規格に記載するのか一貫した手法が必要であるとの指摘があった。これらについて検討するための討議文書をチリとブラジルが作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、チリとブラジルが作成した討議文書に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

第 42 回 CCMAS において、以前の CCMAS において、窒素換算係数は個別食品部会の責任で決定するものであり、CCMAS が決定すべきでないことに合意したことが確認された。すなわち、分析法の一部ではなく、品目の性質によって決まる、個別食品規格の一部分

との考え方である。

提出された討議文書においては、複数の品目に対する窒素換算係数が提案されている。これらの個別食品部会は現在休会中ではあるとはいえ、上記決定に反するものであり、CCMAS での窒素換算係数の設定には反対する立場で対処したい。

窒素換算係数をどこに記載すべきかについては一貫した方針が必要であることには賛成だが、それが CXS 234 でも個別食品規格でも問題ないとの立場で対処したい。

仮議題 10：Type I 分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一の Type IV 分析法の承認及び CXS 234 への収載について（文書未達）

（経緯）

第 42 回 CCMAS において、正当な理由及び合理的な動機（motivating reason）がある場合に限り Type I 分析法と Type IV 分析法が共存することが受け入れられた。これに伴い情報提供文書（CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）の変更が必要となった。そのため、EWG（議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル）を設置し、討議文書を作成することに合意した。

第 43 回 CCMAS では、EWG での検討結果に基づき、議論される予定である。

（対処方針）

さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、むやみに Type I 分析法と Type IV 分析法が共存すると混乱を生ずるおそれがあるため、一部の国や地域において、気候や経済などの問題により Type I 分析法の利用が困難な場合など正当な理由及び合理的な動機がある場合にのみ、Type IV 分析法を設定することができることとなるように対処したい。

コーデックス委員会 第43回分析・サンプリング法部会



農林水産省

第43回分析・サンプリング法部会 仮議題一覧

開催日：本会合 5月13日～5月18日（対面形式）

番号	仮議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.2	魚及び魚加工品の分析法の点検・更新
4.3	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5	情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004） － サンプリングプランアプリケーションを伴うe-book
6	食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準
7	予防的アレルギー表示に関する分析法
8	CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和
9	CXS 234への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ
10	Type I分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一のType IV分析法の承認 及びCXS 234への収載について
11	分析法に関する国際機関間会合の報告
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

コーデックス規格の分析法の承認 - 1

(仮議題3: 文書未達)

- ・ **食品汚染物質部会(CCCF)関係**
 - 油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品 (Miscellaneous Products) 中の鉛について、性能規準を満たす分析法の例示
- ・ **食品衛生部会(CCFH)関係**
 - 照射食品の検出のための一般分析法の規格 (CXS 231-2001)

2

コーデックス規格の分析法の承認 - 2

(仮議題3: 文書未達)

- ・ **栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)関係**
 - フォローアップフォーミュラの規格 (CXS 156-1987)
- ・ **その他提案**
 - 粉乳中の水分含量の分析法
 - 加工果実、加工野菜中の安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム及びスズの分析法の性能規準 等

(対処方針)

- ・ さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

3

コーデックス規格の分析法の承認 – 3

(仮議題6: 文書未達)

食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する分析法の性能規準

議長国：米国

- 第42回CCMASにおいて、CCFAに返答するためにはさらなる検討が必要であることから、電子的作業部会（EWG）（議長国：米国）を設置し、提案されている分析法が性能規準を満たすか否か等について議論することに合意。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

4

コーデックス規格の分析法の承認 – 4

(仮議題7: 文書未達)

予防的アレルギー表示に関連する分析法

議長国：米国、共同議長国：英国

- 第42回CCMASにおいて、CCFLに返答するためにはさらなる検討が必要であることから、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を設置し、妥当性確認がなされた分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

5

Codexにおける分析法の分類 – 1

- コーデックス規格の分析条項 (provision) のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制 (regulatory purposes) に使える

Type I Defining Methods

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
 - 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能
- 例: 水分の分析法 (常圧、○℃で、○時間加熱した減量)
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能

6

Codexにおける分析法の分類 – 2

Type III Alternative Approved Methods

- コーデックスの要求に適合している分析法 (国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている)
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV Tentative Methods

- Type I～Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法 (複数試験室で妥当性確認がされていない)

7

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新 - 1

CXS 234とは

食品名	条項 (分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
<i>Commodity</i>	<i>Provision</i>	<i>Method</i>	<i>Principle</i>	<i>Type</i>
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I

経緯

- CXS 234に収載されている分析法については、承認されたときから時間が経っており、新しい分析法が利用可能／古い分析法が廃止などになった際にこれらが完全には反映できていないため、点検・更新を行うことを目的に作業が開始。

作業中のパッケージ(仮議題4:一部文書未達)

- 油脂の分析法、加工果実・加工野菜の分析法 (完了)
- 穀類・豆類の分析法 (継続)
- 魚及び魚加工品の分析法、フルーツジュース (新規)

8

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新 - 2

(仮議題4:一部文書未達)

(対処方針)

- 貝毒の分析クライテリアにおいて、手続きマニュアルに記載された回収率の範囲が異なる値に修正されている項目について変更の理由を確認し、必要があれば対処したい。
- メチル水銀の分析法AOAC 988.11について、特段の説明なく「？」が付記されている理由を確認し、必要があれば対処したい。
- 文書未達の議題については、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、いずれについても、手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234に収載されるように対処したい。

9

CXG 50とは

- サンプルングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドライン。

経緯 議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ

- 第34回魚類・水産製品部会（CCFFP）から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指してCXG 50改定の議論が開始。CXG 50の改定案は第46回総会において、ステップ8で最終採択。
- 本情報提供文書は、新たなCXG 50の理解促進及び同時に開発されたサンプルングプランアプリケーションの実用に向けた情報提供を目的に開発が進められているもの。
- EWGを再設置し、サンプルングプランアプリケーションを含むe-bookという名前の情報提供文書の作成に取り組むことに合意。

（仮議題5: 文書未達）

（対処方針）

以下の点に留意し、適宜対処したい。

- 本文書の目的である「CXG 50で言及されているサンプルングプランに関する追加の情報を提供すること。」が達成されるものとなるよう、CXG 50で取扱われていない内容等が含まれないようにする。
- 既存の規格やガイドラインにより定義された専門用語が一貫して使用されることを担保する。

新たな議題 - 1

(仮議題8: 文書未達)

CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和

作業国：ブラジル

- CXS 234に収載されている分析法に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、Titrimetry (kjeldahl) vs kjeldahl）。
- これらについて整合をとることを目的に作業が開始。

(対処方針)

- さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一貫性のあるルールとなるよう適宜対処したい。

12

新たな議題 - 2

(仮議題9)

CXS 234への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ

作業国：チリ、ブラジル

- 窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数については、どこにどのように記載するのかについてのルールが必要であるとの指摘がなされた。
- なお、CCMASの以前の会合では、窒素換算係数は個別食品部会において検討すべきものであり、CCMASが決定するものではないことに合意している。

新たな議題 - 3

(仮議題9)

(対処方針)

- ・ 討議文書において、複数の品目に対する窒素換算係数が提案されている。
- ・ 関連する個別食品部会は現在休会中であるが、過去のCCMASの合意に反するものであり、CCMASでの窒素換算係数の設定には反対する立場で対処したい。
- ・ 窒素換算係数をどこに記載するべきかについては一貫した方針が必要であることには賛成だが、それがCXS 234でも個別食品規格でも問題ないとの立場で対処したい。

14

新たな議題 - 3

(仮議題10: 文書未達)

Type I分析法が承認されている場合の、品目と分析条項が同一のType IV分析法の承認及びCXS 234への収載について

議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル

- ・ CCMAS42において正当な理由及び合理的な動機がある場合に限ってType I分析法とType IV分析法が共存し得ることに合意した。
- ・ これに伴い、情報提供文書（CXS 234に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）の変更が必要となった。

(対処方針)

- ・ さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、一部の国や地域において、気候や経済などの問題によりType I分析法の利用が困難な場合など正当な理由及び合理的な動機がある場合にのみ、Type IV分析法を設定することができることとなるように対処したい。